

新型コロナウイルス感染症による出席停止について

お子さまが新型コロナウイルス感染症に感染したとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなります。出席停止期間は、下記の表のとおりとなっておりますので、ご確認の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお再登校の際には、裏面「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」を保護者が記入し、児童・生徒が学校まで提出してください。

■新型コロナウイルス感染症発症から再登校まで

- ① 発熱等の症状あり
- ② 医療機関受診やコロナ簡易検査で陽性判明
- ③ 学校へ電話で「陽性判明・再登校予定日」等を報告
- ④ 「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」を学校から受け取る。（学校HPからもダウンロード可）
- ⑤ 期間中は毎日、体温等必要事項を記入
- ⑥ 再登校初日に、児童・生徒が報告書を持参・提出

<参考> ※学校保健安全法では出席停止の期間を次のように定めております。

	病 名	出 席 停 止 の 期 間
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	軽快した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等が感染の恐れがなくなったと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等が感染の恐れがなくなったと認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医等が感染の恐れがなくなったと認めるまで

